

## 竜王町教育委員会事務点検および評価要領

(主旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(点検および評価の対象)

第2条 点検および評価の対象は、竜王町教育委員会事務評価委員会設置要綱第2条第1項ならびに第2項に定める事項とする。

(点検および評価の種類および時期、評価者)

第3条 点検および評価の種類および時期ならびに評価者は次の各号に定めるものとする。

2 1次評価 毎年6月に教育委員会内部の事務所管部署において実施する評価をいう。

3 2次評価 毎年7月に竜王町教育委員会事務評価委員会が1次評価を参考に行うものとし、結果には総括意見を付するとともに教育委員会に報告するものとする。

(議会への報告等)

第4条 教育委員会は、2次評価をもとにその権限に属する事務について報告書を作成し、法第26条第1項の規定にもとづき9月定例議会に提出するとともにこれを公表するものとする。

(評価結果の反映)

第5条 教育委員会は、評価結果をもとに次年度以降の事務事業の取り組みについて精査するとともに、予算編成においても評価結果を活用することとする。

(点検評価に用いる書式等)

第6条 第1次評価および第2次評価に用いる書式は、別途定める別表第1から別表第3によるものとする。

(その他)

第7条この要領に定めるもののほか、評価にかかる必要事項は教育委員会に諮り別に定める。

付 則

この要領は、平成21年6月22日から適用するものとする。

(参考)

- 別表1 決算報告に用いる書式で、予算の執行に関する報告書（大要と成果）の書式をいう
- 別表2 今般定めた書式とし、毎年の教育行政基本方針により内容変更する
- 別表3 決算報告に用いる書式で、事業成果報告書（主要事業の成果）の書式をいう